

ふりっし

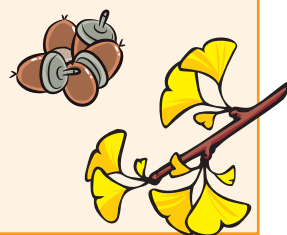
vol. 7

平成25年10月

「ふりっし」は、読者の皆様に、東京都福祉保健財団について知っていただき、より連携を深めていくための「架け橋」となるよう名付けました。

今号の 内 容

- 【特集】今すぐ検索！福祉サービス第三者評価…………… 1・2
- サービス付き高齢者向け住宅の説明会を開催！
～補助制度及び登録等業務内容を周知～…………… 3
- 認定看護管理者養成研修が開講しました…………… 4
- 訪問リハビリテーション専門人材育成研修の第1回基礎研修を開催しました… 4
- 新刊書籍のご案内・理事長就任にあたって…………… 4



特 集

今すぐ検索！福祉サービス第三者評価

ステッカーの配布



皆さんは街中でこのマークをご覧になられたことがありますか？

これは、東京都福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」とします。）を受審した事業所に配布しているステッカーです。

利用者はホームページでの公表だけでなく、事業所の玄関などにステッカーが貼ってあることにより、「この事業所は第三者評価を受けている」ということが分かります。

東京都福祉サービス第三者評価とは？

東京都における第三者評価は、事業者でも利用者でもない第三者が、「事業所の特徴」、「サービスの内容や質」、「利用者の満足度」などを評価し、幅広く公表する仕組みです。

評価の目的

評価の大きな目的は以下の2つであり、最終的には利用者本位の福祉の実現を目指しています。

1 事業所のサービス内容の改善

事業所は評価を通じてサービスや経営の良い点、改善が必要な点が明確になり、質の向上を図ることができます。

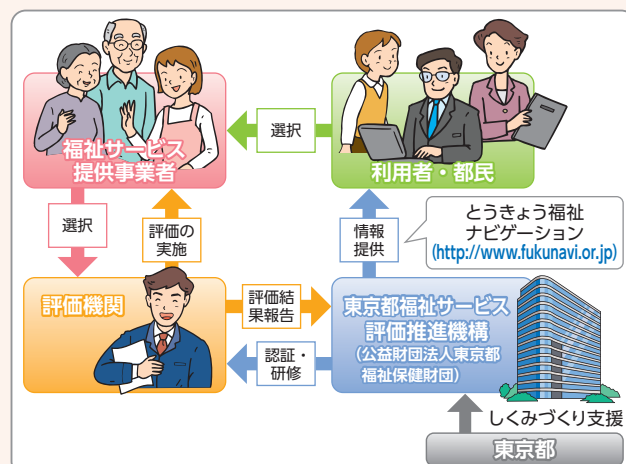
2 利用者のサービス選択に資する情報の提供

評価結果はインターネットを通じて広く公表されますので、福祉サービスが必要となった時など、事業所や施設を選ぶ際に活用することができます。

評価のしくみ

東京都の第三者評価事業は、公益財団法人東京都福祉保健財団に設置されている東京都福祉サービス評価推進機構（以下「機構」とします。）で実施しています。

機構では、評価機関（実際に評価をする機関）の認証、評価者（評価機関に所属し、実際に評価をする人）に対しての研修、評価する際に用いる評価項目の策定、評価結果の公表等を行っています。



評価機関が評価を行う際は、「利用者調査」と「事業評価」を合わせて行います。

利用者調査…利用者にアンケートなどを行い、満足度等を把握することを目的としています。

事業評価…事業所の自己評価や訪問調査等の過程を経て、その事業所の組織経営力やサービスの質を評価しています。

特集

今すぐ検索！福祉サービス第三者評価

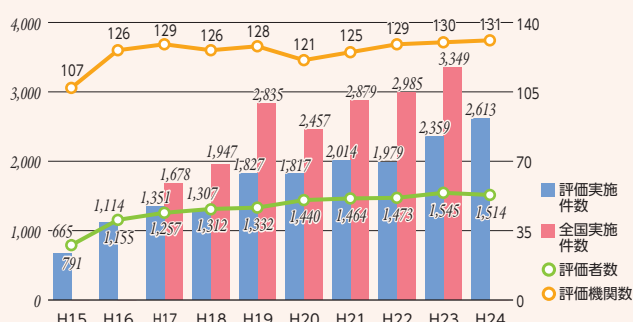
評価の受審促進策

東京都の第三者評価制度は、平成15年度に本格実施してから平成25年度で11年目となります。これまでに、多くの評価機関が認証されており、また多くの事業所が評価を受審してきました。

全国の中でも東京都の評価実績はずば抜けて高く、そのノウハウと実績から全国の評価事業を牽引しています。

評価実施件数は増加傾向にありますが、十分に普及していない分野もあることから、機構では第三者評価制度の普及推進に力を入れています。

〈評価実施件数と評価機関数の推移〉



取り組み紹介 行政開催の説明会で評価をアピール

区市町村と連携して評価制度の説明会を実施しています。平成25年度は既に、大田区、文京区、葛飾区、渋谷区、足立区で説明会を実施しました。



▲説明会の様子

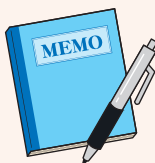
今後の説明会予定

平成25年11月12日（火）
豊島区 介護保険事業所向け
平成26年1月20日（月）
渋谷区 介護保険事業所向け
※ 区市町村の説明会に参加できるのは、その区市に在籍するサービス提供事業所に限ります。

評価の質向上策

評価の質の向上を図るために、評価者に対する研修に力を入れています。

福祉サービスの法制度や現状を知る研修、評価項目の理解を深める研修に加え、今年度から、評価者の経験年数や評価実績等のレベルに応じた研修や、評価チームのリーダーとしてのスキルアップをめざす研修を実施しています。



平成26年度に向けた機構の取り組み

- ① 利用者調査の方法や項目の見直しをしています。
- ② 新体系に基づく障害児通所支援サービスの評価実施に向けて準備をしています。
- ③ 平成26年度に評価対象サービスになる予定の児童自立支援施設の項目策定をしています。



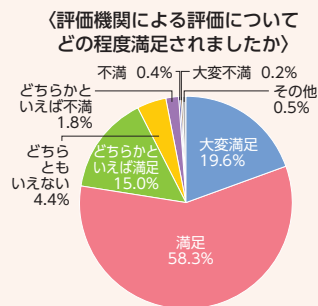
▲障害小ワーキングの様子

評価を受けた事業所の声

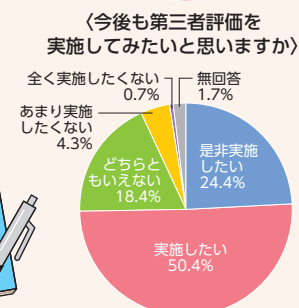
実際に評価を受けた事業所は、その多くが評価について「満足している」と答えています。さらに、「利用者、職員から普段聞くことができなかったことを聞き取るきっかけになった」、「第三者の目で見られるということは、職員がよい意味で緊張し、改善していこうという気持ちを持つことができ、職員の意識が高まった」などの声をいただいています。

平成24年度評価受審事業所に対してのアンケート結果

平成24年度は1,069事業所から回答がありました。



第三者評価の満足度を問う質問では、92.9%が満足と回答しています。（内訳は、大変満足19.6%、満足58.3%、どちらかといえば満足15%）



また、今後も評価を実施してみたいかを問う質問では、74.8%が実施したいと回答しています。（内訳は、是非実施したい24.4%、実施したい50.4%）

福祉サービス提供事業者が、質の高いサービスを提供するためには、サービスの現状と利用者の意向を把握し、改善していくことが求められています。また、多様なサービス提供事業者が参入する中で、利用者がサービスを選択できるようサービス内容等の情報を提供していく必要があります。第三者評価は、利用者の意向と満足度、事業者サービスの具体的内容を、専門的な第三者の目で評価し、事業所にフィードバックするとともに都民に対して幅広く情報提供するものです。機構では、今後も第三者評価の普及推進を進めていきます。



第三者評価に関すること、評価結果等はホームページでご覧になることができます。ぜひご利用下さい。

● 第三者評価ホームページアクセス
福ナビ ⇒ 福祉サービス第三者評価

東京都福祉サービス第三者評価推進機構

☎03-5206-8750

サービス付き高齢者向け住宅の 説明会を開催！

～補助制度及び登録等業務内容を周知～

7月29日（月）、事業者支援部運営支援室では、東京都都市整備局、福祉保健局の協力のもと、事業者の方々に「サービス付き高齢者向け住宅支援制度及び登録業務説明会」を開催しました。

当日は、不動産・建設業者、介護系・医療系事業者等、新たにサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ付き住宅」とします。）の開設を検討する事業者約200名が参加して会場は満席となり、サ付き住宅に対する関心の高さがかがうことができました。

ここでは、説明会の内容を一部ご紹介致します。



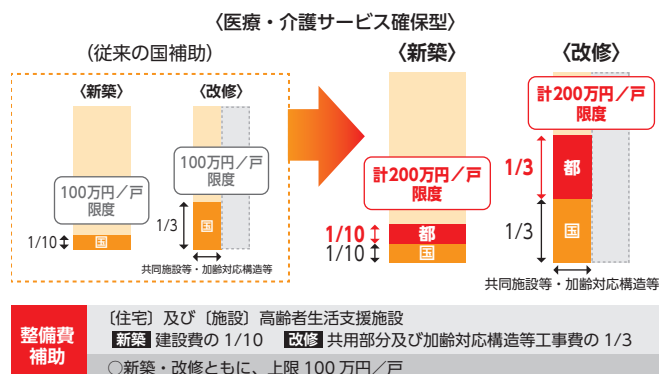
東京都の目指す高齢者向けの住まいと現状

東京都福祉保健局からは、「今後高齢者人口は著しく増加し、平成27年には23.8%、平成47年には29.8%に達します。特に、平成32年には、75歳以上の後期高齢者が前期高齢者を上回り、要介護認定者数、認知症高齢者数も急速に増加することが見込まれています。また、高齢者単身世帯も増加傾向にあり、社会や地域とのつながりが希薄になってしまう高齢者もいます。特養の入居申込者は、年々、要介護度の低い高齢者が増えていますが、今後、特養の整備だけで東京の超高齢化に対応するのは困難です。こうしたことから、東京都では、東京の特性を踏まえた高齢者の安心・安全を確保した新しいすまいである「東京モデル」を提案し、「サ付き住宅」を含む「ケア付きすまい」の供給を促進しています。」と説明がありました。

サ付き住宅の補助制度について

「ケア付きすまい」の供給目標数については、6,000戸から10,000戸（平成26年度まで）に引き上げるとともに、供給促進を図るため、東京都都市整備局では、今年度より、東京都独自の補助金を大幅に拡充しました。

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業（医療・介護サービス確保型）は、国の住宅整備事業の補助を受けているもののうち、併設又は近接する医療・介護サービス事業者と連携するものについて、都の補助金を加算するものです。



補助対象となるのは、都内で整備するサ付き住宅（建設型、改修型）であって、建築確認申請が平成25年3月31日以前に行われていないこと、原則として供給予定地の区市町村の同意を得ていること等が補助要件になります。

併設又は近接する医療・介護サービス事業所との連携について



サ付き住宅の登録について

サ付き住宅の登録については、東京都の指定登録機関である当財団が行っています。

国が定める基準のほか、東京都の基準では、緊急時対応サービス（常時）の提供、サービス契約を入居者と交わす際の留意点や提供すべきサービスの内容等について定めた指針の遵守、生活支援サービスに係る契約書等を公表することなどを要件に加えています。

また、併設施設がある場合には、利用者の動線が重ならないよう注意をお願いしています。

東京都が行っているサ付き住宅供給促進のための補助事業や、財団が行っている登録の詳細については、当財団ホームページからご覧下さい。

●東京都福祉保健財団サ付き住宅ホームページアクセス

財団ホームページ → 事業者等の運営を支援する →
事業者支援 → サービス付き高齢者向け住宅登録等事業

また、サ付き住宅の登録等のご相談やご不明な点については、下記窓口まで、お気軽にご連絡下さい。

登録・閲覧等

●主にサ付き住宅の登録申請、住宅情報の閲覧に関すること
（公財）東京都福祉保健財団 事業者支援部 運営支援室
Tel 03 (5206) 8757

制度全般、報告・検査・指導の実施等

●主に制度全般、規模・設備、整備費補助に関すること
東京都都市整備局 住宅政策推進部 民間住宅課
Tel 03 (5320) 4947

●主にサービス関係に関すること
東京都福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課
Tel 03 (5320) 4273

認定看護管理者養成研修が 開講しました

9月7日（土）、東京都社会福祉保健医療研修センターで、平成25年度の認定看護管理者教育課程（ファーストレベル）研修の開講式が行われました。

本年は、都立病院をはじめ、都内及び近県の民間病院から70人の受講生を迎えました。

開講式の冒頭、当財団の野口理事長から「この研修をはじめ専門的な人材の育成を通じて福祉保健医療の向上に寄与していきたい」とのあいさつがありました。

受講生は、今年12月下旬までの27日間の研修で看護管理者として必要な科目を履修していきます。



職員研修室 ファーストレベル担当

☎03-5800-3330

訪問リハビリテーション専門人材育成研修の 第1回基礎研修を開催しました

9月7日（土）・8日（日）に当財団15階の多目的室で当該研修を行いました。

この研修は平成23年度から東京都の委託を受け実施しています。介護保険法に定める都内の訪問リハビリテーションの担い手となる理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（1年以内の新任職員又は今後都内で訪問リハビリテーションを行う予定）の方を対象に実施しています。

今回は71名が受講修了しています。また、12月に同研修の第2回目を実施いたします。10月末日まで申込みを受付ておりますので、申込み資格に該当し本研修にご興味のある方は下記担当宛お問い合わせください。



介護人材養成室 事業担当

☎03-5206-8738

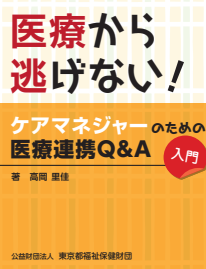
新刊書籍のご案内

※ご購入にあたっては、当財団ホームページ内「書籍のご案内」をご覧ください。

医療から逃げない! ケアマネジャーのための医療連携Q&A(入門)

A5判/100頁 ISBN978-4-902042-47-4

定価1,400円+税



医療から逃げない!これからのケアマネジャー必携、医療連携虎の巻!!医師や看護師などの医療職に取材した現場の生の声をもとに、ケアマネジャーが医療連携をスムーズに進めるためのポイントやアドバイスなどを「Q&A形式」でわかりやすく解説しています。ケアマネジャーの医療に対する苦手意識を自信に変え、医療から逃げない覚悟に貢献する必読の書です。

自立支援のための福祉用具ハンドブック

B5判/126頁 ISBN978-4-902042-48-1

定価1,800円+税



自立支援と介護負担軽減のための福祉用具活用の基礎知識習得を目指す方 必見の書。平成24年度の介護保険法改正に伴う介護保険適用の福祉用具貸与・販売・住宅改修について、豊富な写真でわかりやすい各種用具の紹介や留意点等をまとめた、ケアプランにも活用できる1冊です。

理事長就任にあたって

本年7月に36年間余り勤めた東京都庁を退職し、8月1日付で当財団の理事長に就任いたしました野口宏幸です。もともとは九州の佐賀県の出身ですが、18歳の時、大学進学のために東京に出て来て、以来ずっと東京で働き、東京で暮らしています。少子高齢社会の中で、この東京を福祉保健医療の面からどう支えていけるか、この命題に答えを見出すべく、ない知恵を絞り、仕事に励んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。



理事長 野口宏幸

編集後記 ～神楽坂の下から～

暑かった夏も過ぎ、すっかり秋も深まって参りました。

今回の特集記事で紹介させていただきました「福祉サービス第三者評価」では、評価を受けたサービス事業所に、ハートのステッカーを配布しております。

小さい秋を見つけるついでに、あなたの街のサービス事業所にステッカーがあるかどうか、ぜひ探してみてください。